静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第48号

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

静岡県流域下水道事業財務規則(平成31年静岡県規則第35号)の一部を次のように改正する。

改正前

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

(1)~(6) (略)

(7) 再配当 配当を受けた支出予算を他の局 (行政組織規則の規定により本庁に置かれ た局をいう。)に属する課(行政組織規則の 規定により本庁に置かれた課をいう。)にお いて執行するため当該支出予算を移し換え ることをいう。

(8)~(10) (略)

(本庁における専決)

第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 本庁における支出の決定は、課長が専決処 理することができる。
- 4 本庁における振替伝票の発行は、課長が専 決処理することができる。
- 5 第1項<u>第2項及び第4項</u>並びに別表第1 第1号及び第3号の規定は、<u>交通基盤部建築</u> 管理局長(以下「建築管理局長」という。)並 びに交通基盤部建築管理局建築企画課長、交 通基盤部建築管理局建築工事課長及び交通基 盤部建築管理局設備課長(以下「建築企画課

改正後

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる 用語の意義は、当該各号に定めるところによ る。

(1)~(6) (略)

(7) 再配当 配当を受けた支出予算を他の局 (行政組織規則の規定により本庁に置かれ た局をいう。)又は静岡県部設置条例第1条 の財務部に属する課(行政組織規則の規定 により本庁又は財務部に置かれた課をい う。)において執行するため当該支出予算を 移し換えることをいう。

(8)~(10) (略)

(本庁における専決)

第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 本庁<u>及び財務部</u>における支出の決定は、課 長が専決処理することができる。
- 4 本庁<u>又は財務部</u>における振替伝票の発行 は、課長<u>又は財務部建築企画課長、財務部建</u> <u>築工事課長及び財務部設備課長(以下「建築</u> <u>企画課長等」という。)</u>が専決処理することが できる。
- 5 第1項<u>及び</u>第2項並びに別表第1第1号及 び第3号の規定は、<u>財務部長及び</u>建築企画課 長等が専決処理することができる事務につい て準用する。この場合において、第1項本文 中「<u>交通基盤部長(以下「部長」という。</u>)、 交通基盤部都市局長(以下「局長」という。)

長等」という。)が専決処理することができる事務について準用する。この場合において、第1項本文中「交通基盤部都市局長(以下「局長」という。)及び交通基盤部都市局生活排水課長(以下「課長」という。)」とあるのは「第5項に規定する建築管理局長及び同項に規定する建築企画課長等」と、「別表第1第1号及び第6号」とあるのは「別表第1第1号及び第3号」と、第2項中「都市局」とあるのは「建築管理局」と、第4項中「課長」とあるのは「建築管理局」と、第4項中「課長」とあるのは「建築管理局」と、第4項中「課長」とあるのは「建築管理局長車、と、別表第1第1号中「局長専決」とあるのは「建築管理局長専決」と、「課長専決」とあるのは「建築企画課長等事決」と、同表第3号中

と読み替えるも

及び交通基盤部都市局生活排水課長(以下「課長」という。)」とあるのは「<u>財務部長</u>及び第4項に規定する建築企画課長等」と、「別表第1第1号から第4号まで及び第6号」とあるのは「別表第1第1号及び第3号」と、第2項中「<u>行政組織規則第10条第1項第8号の</u>都市局」とあるのは「<u>財務部</u>」と、別表第1第1号中「<u>部長専決</u>」とあるのは「<u>財務部長専決</u>」と、

<u>局長専決</u>	<u>課長専決</u>
2,000万円以上	9.000天田七港
5,000万円未満	2,000万円未満
<u>1,000万円以上</u>	1 000 7 11 4 7#
2,000万円未満	<u>1,000万円未満</u>
<u>1 億円以上</u>	
3億円未満	<u>1 億円未満</u>
3,000万円以上	<u>3,000万円未満</u>
3,000万円未満	
1,000万円以上	
2,000万円未満	1,000万円未満

とあるのは

建築企画課長等
<u>専決</u>
5,000万円未満
<u>2,000万円未満</u>
<u>3億円未満</u>
<u>全額</u>
<u>3,000万円未満</u>
2,000万円未満

- 1

と、同表第3号中<u>「部長専決」とあるのは</u> 「財務部長専決」と、

建築企画課長等

のとする。

<u>局長専決</u>	課長専決
=	<u>全額</u>
=	<u>全額</u>
<u> </u>	<u>全額</u>
=	<u>全額</u>
	<u>全額</u>
<u>300万円以上</u>	<u>300万円未満</u>
=	<u>=</u>
<u>1,000万円以上</u>	<u>1,000万円未満</u>
_	<u>全額</u>
2,000万円以上	2,000万円未満
1,000万円以上	1,000万円未満
_	<u>全額</u>
1億円以上	
3億円未満	<u>1 億円未満</u>
	<u>全額</u>
_	<u>全額</u>
<u>1,000万円以上</u>	<u>1,000万円未満</u>
<u>1,000万円以上</u>	<u>1,000万円未満</u>
<u>3,000万円以上</u>	3,000万円未満
500万円以上	
<u>1,000 万円未満</u>	500万円未満
<u>1,000万円以上</u>	1,000万円未満
<u>1,000万円以上</u>	<u>1,000万円未満</u>
1,000万円以上	1,000万円未満
_	<u>全額</u>
_	全額
1,000万円以上	1,000万円未満
1,000万円以上	1,000万円未満
	全額
1,000万円以上	1,000万円未満
	全額
_	<u> </u>
500万円以上	500万円未満
000/1/19VT	<u>000/111/区相间</u>

<u>500万円以上</u>	<u>500万円未満</u>
_	<u>全額</u>
<u>1,000万円以上</u>	<u>1,000万円未満</u>
=	<u>全額</u>
=	<u>全額</u>
_	<u>全額</u>
1,000万円以上	1,000万円未満
_	<u>全額</u>
500万円以上	<u>500万円未満</u>
500万円以上	500万円未満
3,000万円未満	
1,000万円以上	
<u>3,000万円未満</u>	1,000万円未満
<u>1,000万円以上</u>	1 000 T H 4 V
3,000万円未満	1,000万円未満
1,000万円以上	
	1 000
<u>3,000万円未満</u>	<u>1,000万円未満</u>
3,000万円未満 1,000万円以上	
	1,000万円未満 1,000万円未満
1,000万円以上	1,000万円未満
1,000万円以上 3,000万円未満	
1,000万円以上 3,000万円未満 1億円以上	1,000万円未満 1億円未満
1,000万円以上 3,000万円未満 1億円以上 3億円未満	1,000万円未満
1,000万円以上 3,000万円未満 1億円以上 3億円未満 1,000万円以上	1,000万円未満 1億円未満 1,000万円未満
1,000万円以上 3,000万円未満 1億円以上 3億円未満 1,000万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満 1億円未満
1,000万円以上 3,000万円未満 1億円以上 3億円未満 1,000万円以上 3,000万円よ造	1,000万円未満 1億円未満 1,000万円未満

1,000万円以上 3,000万円未満	<u>1,000万円未満</u>
1,000万円以上 3,000万円未満	<u>1,000万円未満</u>
500万円以上 1,000万円未満	500万円未満
1,000万円以上 3 億円未満	<u>1,000万円未満</u>
_	<u>全額</u>
_	<u>全額</u>
_	<u>全額</u>

とあるのは

Γ

建築企画課長等
<u> </u>
<u>全額</u>
<u>全額</u>
全額
<u>全額</u>
<u>全額</u>
<u> </u>
<u>全額</u>
3億円未満
<u>全額</u>
<u>1,000万円未満</u>

全額
<u>全額</u>
全額
全額
<u>全額</u>
全額
<u>全額</u>
全額
3,000万円未満
3億円未満

3,000万円未満
3,000万円未満
3,000万円未満
3,000万円未満
3,000万円未満
1,000万円未満
2額

と、

Γ

1 1件1億円未満の土木事業用用 地の取得又は1件1億円未満の補 償費の支出予算の執行等

- 2 変更による増減額が1,000万円未 満又は変更後の額が1億円未満の 土木事業用用地の取得又は補償費 の支出予算の執行等
- 3 変更による増減額が3,000万円未 満又は変更後の工事請負額が3億 円未満の工事請負の支出予算の執 行等
- 1 変更による増減額が1,000万円未 満又は変更後の工事請負額が1億 円未満の工事請負の支出予算の執 行等
- 2 変更による増減額が200万円未満 又は変更後の委託額が2,000万円未 満の工事の設計等に係る委託料の 支出予算の執行等
- 3 知事が入札執行したものの支出 予算の執行等

課長

局長

1

(支出予算執行伺等の代決)

- 第8条 知事が不在のときは副知事が、知事及 び副知事がともに不在のときは部長が、その 事務を代決することができる。
- 2 部長が不在のときは局長<u>又は建築管理局長</u>が、部長及び局長がともに不在のときは課長が、部長及び建築管理局長がともに不在のときは課長が、部長及び建築管理局長がともに不在のときは建築企画課長等が第5条第1項及び第2項の規定により部長が専決処理することができる。
- 3 局長が不在のときは課長が第5条第1項及び第2項の規定により局長が専決処理することができる事務を、建築管理局長が不在のときは建築企画課長等が同条第5項において準用する同条第1項及び第2項の規定により建築管理局長が専決処理することができる事務

1 1件1億円未満の土木事業用用 地の取得又は1件1億円未満の補 償費の支出予算の執行等

2 変更による増減額が1,000万円未 満又は変更後の額が1億円未満の 土木事業用用地の取得又は補償費 の支出予算の執行等

3 変更による増減額が3,000万円未 満又は変更後の工事請負額が3億 円未満の工事請負の支出予算の執 行等

4 変更による増減額が200万円未満 又は変更後の委託額が2,000万円未 満の工事の設計等に係る委託料の 支出予算の執行等

5 知事が入札執行したものの支出 予算の執行等

と読み替えるものとする。

(支出予算執行伺等の代決)

- 第8条 知事が不在のときは副知事が、知事及 び副知事がともに不在のときは部長<u>又は財務</u> 部長が、その事務を代決することができる。
- 2 部長が不在のときは局長が、部長及び局長がともに不在のときは課長が第5条第1項及び第2項の規定により部長が専決処理することができる事務を代決することができる。
- 3 局長が不在のときは、課長が第5条第1項 及び第2項の規定により局長が専決処理する ことができる事務を代決することができる。

.

建築

<u>企画</u> 課長

等

J

<u>を</u>代決することができる。

4·5 (略)

<u>6</u> (略)

(合議事項)

第11条 次に掲げる事項は、<u>知事直轄組織政策</u> 推進局財政課長を経て<u>政策推進担当部長</u>に合 議しなければならない。

(1)~(5) (略)

2 (略)

(帳簿の種類及び保管)

第21条 (略)

2 前項各号に掲げる帳簿は、次に掲げる者が 当該各号に定めるところによりそれぞれ保管 するものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 建築企画課長等 前項第2号に掲げる帳簿(行政組織規則第10条第1項第8号の建築管理局に再配当のあった支出予算に係るものに限る。)

(送金請求書等の訂正)

第45条 会計管理者は、送金請求書又は口座振 替請求書の記載事項のうち金額以外のものに ついて誤記を発見したときは、送金口座振替 訂正請求書(様式第38号)により出納取扱金 融機関に訂正の請求をしなければならない。

(預り金)

第68条 本庁の出納員は、保証金その他事業の 収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理 しなければならない。 4 • 5 (略)

6 財務部長が不在のときは、建築企画課長等 が第5条第5項において準用する同条第1項 及び第2項の規定により財務部長が専決処理 することができる事務を代決することができ る。

<u>7</u> (略)

(合議事項)

第11条 次に掲げる事項は、<u>財務部財政課長</u>を 経て<u>財務部長</u>に合議しなければならない。

(1)~(5) (略)

2 (略)

(帳簿の種類及び保管)

第21条 (略)

2 前項各号に掲げる帳簿は、次に掲げる者が 当該各号に定めるところによりそれぞれ保管 するものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 建築企画課長等 前項第2号に掲げる帳簿 (財務部に属する課に再配当のあった支出予算に係るものに限る。)

(送金請求書等の訂正)

第45条 会計管理者は、送金請求書又は口座振替請求書の記載事項のうち金額以外のものについて誤記を発見したときは、送金口座振替訂正請求書(様式第38号)<u>又は伝送</u>により出納取扱金融機関に訂正の請求をしなければならない。

(預り金)

第68条 本庁の出納員は、保証金その他事業の 収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理 しなければならない。 (1) • (2) (略)

③ 担保預り金

<u>(4)</u> (略)

(予算の編成要領)

第130条 政策推進担当部長は、予算の総合調整 を図るため、知事の命を受けて翌事業年度の 予算編成要領を定め、10月31日までに部長に 通知するものとする。

(収入支出予算調書等の作成)

第132条 部長は、予算編成要領及び事業実施計画の資料に基づき、収入支出予算調書(様式第80号)(以下「予算調書」という。)及び予算関係附属書類を作成し、指定された日までに<u>政策推進担当部長</u>に送付しなければならない。

(収入支出予算の査定)

第133条 <u>政策推進担当部長</u>は、予算調書の送付 があったときは、必要な調整を加えて予算調 整案を作成し、知事の査定を受けなければな らない。

(継続費)

- 第134条 部長は、自治法第212条の規定により 継続費の設定をしようとするときは、継続費 調書(様式第81号)を作成し、当該事業年度 の予算調書とともに<u>政策推進担当部長</u>に送付 しなければならない。
- 2 継続費に係る毎事業年度の支出残額を逓次 繰り越して使用しようとするときは、部長 は、継続費逓次繰越調書(様式第82号)を作 成し、継続費逓次繰越額内訳調書(様式第83 号)を添えて、<u>政策推進担当部長</u>に送付しな ければならない。
- 3 (略)
- 4 施行令第18条の2第1項の規定により継続 費に係る毎事業年度の支出残額を逓次繰り越 して使用することとしたときは、部長は、翌

(1) • (2) (略)

(3) (略)

(予算の編成要領)

第130条 <u>財務部長</u>は、予算の総合調整を図るため、知事の命を受けて翌事業年度の予算編成要領を定め、10月31日までに部長に通知するものとする。

(収入支出予算調書等の作成)

第132条 部長は、予算編成要領及び事業実施計画の資料に基づき、収入支出予算調書(様式第80号)(以下「予算調書」という。)及び予算関係附属書類を作成し、指定された日までに財務部長に送付しなければならない。

(収入支出予算の査定)

第133条 <u>財務部長</u>は、予算調書の送付があった ときは、必要な調整を加えて予算調整案を作 成し、知事の査定を受けなければならない。

(継続費)

- 第134条 部長は、自治法第212条の規定により 継続費の設定をしようとするときは、継続費 調書(様式第81号)を作成し、当該事業年度 の予算調書とともに<u>財務部長</u>に送付しなけれ ばならない。
- 2 継続費に係る毎事業年度の支出残額を逓次 繰り越して使用しようとするときは、部長 は、継続費逓次繰越調書(様式第82号)を作 成し、継続費逓次繰越額内訳調書(様式第83 号)を添えて、<u>財務部長</u>に送付しなければな らない。
- 3 (略)
- 4 施行令第18条の2第1項の規定により継続 費に係る毎事業年度の支出残額を逓次繰り越 して使用することとしたときは、部長は、翌

事業年度の4月30日までに継続費繰越計算調 書(様式第84号)を作成し、継続費繰越額内 訳調書(様式第85号)を添えて、<u>政策推進担</u> 当部長に送付しなければならない。

5 (略)

(債務負担行為)

第135条 部長は、自治法第214条の規定により 債務負担行為をしようとするときは、債務負 担行為を必要とする理由及び事業年度並びに 債務負担行為の限度額を明らかにし、必要に 応じて債務負担行為に基づき支出をなすべき 年度、年限及び年割額を明らかにした調書を 政策推進担当部長に送付しなければならない。

2 (略)

(予算案の作成)

第136条 第133条 (第134条第3項及び前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による知事の査定が終了したときは、政策推進担当部長は、これを整理し、部長に通知するとともに、別に調製する施行令第17条第1項各号に掲げる事項と併せて予算案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

(建設改良費の繰越し)

第138条 部長は、地方公営企業法(昭和27年法 律第292号。以下「法」という。)第26条第1項 の規定により、支出予算を翌事業年度に繰り 越して使用しようとするときは、建設改良費 繰越調書(様式第88号)を作成し、建設改良 費繰越額内訳調書(様式第89号)を添えて、 政策推進担当部長に送付しなければならない。

2 (略)

3 法第26条第1項の規定により支出予算を翌 事業年度に繰り越したときは、部長は、4月 30日までに繰越計算調書(様式第90号)を作 事業年度の4月30日までに継続費繰越計算調 書(様式第84号)を作成し、継続費繰越額内 訳調書(様式第85号)を添えて、<u>財務部長</u>に 送付しなければならない。

5 (略)

(債務負担行為)

第135条 部長は、自治法第214条の規定により 債務負担行為をしようとするときは、債務負 担行為を必要とする理由及び事業年度並びに 債務負担行為の限度額を明らかにし、必要に 応じて債務負担行為に基づき支出をなすべき 年度、年限及び年割額を明らかにした調書を 財務部長に送付しなければならない。

2 (略)

(予算案の作成)

第136条 第133条 (第134条第3項及び前条第2項において準用する場合を含む。)の規定による知事の査定が終了したときは、<u>財務部長</u>は、これを整理し、部長に通知するとともに、別に調製する施行令第17条第1項各号に掲げる事項と併せて予算案を作成し、知事の決裁を受けなければならない。

(建設改良費の繰越し)

第138条 部長は、地方公営企業法(昭和27年法 律第292号。以下「法」という。)第26条第1項 の規定により、支出予算を翌事業年度に繰り 越して使用しようとするときは、建設改良費 繰越調書(様式第88号)を作成し、建設改良 費繰越額内訳調書(様式第89号)を添えて、 財務部長に送付しなければならない。

2 (略)

3 法第26条第1項の規定により支出予算を翌 事業年度に繰り越したときは、部長は、4月 30日までに繰越計算調書(様式第90号)を作 成し、建設改良費(事故)繰越額内訳調書 (様式第91号)を添えて、<u>政策推進担当部長</u> に送付しなければならない。

(事故繰越し)

第139条 部長は、法第26条第2項ただし書の規定により、支出予算を翌事業年度に繰り越して使用しようとするときは、事故繰越調書(様式第92号)を作成し、事故繰越額内訳調書(様式第93号)を添えて、3月15日までに政策推進担当部長に送付しなければならない。

2 · 3 (略)

(専決処分)

- 第140条 予算に関し自治法第179条第1項又は 第180条第1項の規定による処分を必要とする 事件が生じたときは、部長は、専決処分調書 (様式第94号)を作成し、<u>政策推進担当部長</u> に送付しなければならない。
- 2 前項の調書の送付があったときは、<u>政策推進担当部長</u>は、第133条及び第136条の規定に準じて所要の手続をとらなければならない。 (議会に提出する予算等に関する書類の様式)
- 第141条 法第24条第2項の予算に関する書類 は、<u>政策推進担当部長</u>が作成するものとす る。
- 2 法第25条の予算に関する説明書に係る書類 は、部長が第136条(第137条において準用す る場合を含む。)の規定による通知に基づき作 成し、<u>政策推進担当部長</u>に送付しなければな らない。
- 3 4 (略)

(議決予算の通知)

第142条 <u>政策推進担当部長</u>は、部長に対し、議 決された予算の内容を速やかに通知しなけれ ばならない。 成し、建設改良費(事故)繰越額内訳調書 (様式第91号)を添えて、<u>財務部長</u>に送付し なければならない。

(事故繰越し)

第139条 部長は、法第26条第2項ただし書の規定により、支出予算を翌事業年度に繰り越して使用しようとするときは、事故繰越調書(様式第92号)を作成し、事故繰越額内訳調書(様式第93号)を添えて、3月15日までに財務部長に送付しなければならない。

2 · 3 (略)

(専決処分)

- 第140条 予算に関し自治法第179条第1項又は 第180条第1項の規定による処分を必要とする 事件が生じたときは、部長は、専決処分調書 (様式第94号)を作成し、<u>財務部長</u>に送付し なければならない。
- 2 前項の調書の送付があったときは、<u>財務部</u> 長は、第133条及び第136条の規定に準じて所 要の手続をとらなければならない。

(議会に提出する予算等に関する書類の様式)

- **第141条** 法第24条第2項の予算に関する書類は、<u>財務部長</u>が作成するものとする。
- 2 法第25条の予算に関する説明書に係る書類 は、部長が第136条(第137条において準用す る場合を含む。)の規定による通知に基づき作 成し、<u>財務部長</u>に送付しなければならない。

3 • 4 (略)

(議決予算の通知)

第142条 <u>財務部長</u>は、部長に対し、議決された 予算の内容を速やかに通知しなければならな い。 (予算執行計画書)

- 第144条 部長は、毎事業年度を前期及び後期に 区分し、予算執行計画書(様式第95号)を作成し、<u>政策推進担当部長</u>に合議しなければな らない。
- 2 予算執行計画に重要な変更を生じたとき は、予算執行変更計画書(様式第96号)を作 成し、<u>政策推進担当部長</u>に合議しなければな らない。

(支出予算の流用)

第149条 部長は、支出予算の執行に当たり、やむを得ない理由により支出予算に係る経費の金額を各項又は各目若しくは各節の間において相互に流用しようとする場合は、支出予算流用計算書(様式第100号)を作成し、政策推進担当部長に合議しなければならない。ただし、同一目内の各節の経費の金額を相互に流用しようとする場合は、政策推進担当部長への合議を省略することができる。

(予備費の補充)

第150条 部長は、予備費の補充を必要とするときは、予備費補充調書(様式第101号)により 政策推進担当部長に合議し、知事の決裁を受けなければならない。

(予算超過の支出)

- 第151条 部長は、法第24条第3項の規定に基づき業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を事業のため直接必要な経費に使用しようとするときは、その経費の名称、金額及び理由を記載した書類により、政策推進担当部長に合議の上、知事の決裁を受けなければならない。
- 2 部長は、前項の規定により知事の決裁を受けたときは、予算超過支出調書(様式第102

(予算執行計画書)

- 第144条 部長は、毎事業年度を前期及び後期に 区分し、予算執行計画書(様式第95号)を作 成し、<u>財務部長</u>に合議しなければならない。
- 2 予算執行計画に重要な変更を生じたとき は、予算執行変更計画書(様式第96号)を作 成し、財務部長に合議しなければならない。

(支出予算の流用)

第149条 部長は、支出予算の執行に当たり、やむを得ない理由により支出予算に係る経費の金額を各項又は各目若しくは各節の間において相互に流用しようとする場合は、支出予算流用計算書(様式第100号)を作成し、財務部長に合議しなければならない。ただし、同一目内の各節の経費の金額を相互に流用しようとする場合は、財務部長への合議を省略することができる。

(予備費の補充)

第150条 部長は、予備費の補充を必要とするときは、予備費補充調書(様式第101号)により 財務部長に合議し、知事の決裁を受けなければならない。

(予算超過の支出)

- 第151条 部長は、法第24条第3項の規定に基づき業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じた場合において、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を事業のため直接必要な経費に使用しようとするときは、その経費の名称、金額及び理由を記載した書類により、財務部長に合議の上、知事の決裁を受けなければならない。
- 2 部長は、前項の規定により知事の決裁を受けたときは、予算超過支出調書(様式第102

号)を作成し、<u>政策推進担当部長</u>に送付しなければならない。

(決算及び附属書類の作成)

第158条 部長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、5月31日までに<u>政策推進担当部長</u>に合議の上、知事の決裁を受けなければならない。

(1)~(10) (略)

2 · 3 (略)

(月次試算表等の作成)

第159条 部長は、毎月末日現在で月次試算表 (様式第104号)及び資金予算表(様式第105 号)を作成し、翌月20日までに<u>政策推進担当</u> 部長に提出しなければならない。

2 (略)

(検査の範囲)

第161条 知事は、職員をして、次に掲げる者の 行う予算の執行及び会計事務について検査を 行わせるものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 建築管理局長及び建築企画課長等

2 · 3 (略)

別表第2 (略)

収益勘定

(表略)

費用勘定

(表略)

資産勘定

(表略)

資本勘定

(表略)

負債勘定

区分	款	項	目	説明
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
流動負				
債				

号)を作成し、<u>財務部長</u>に送付しなければならない。

(決算及び附属書類の作成)

第158条 部長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、5月31日までに<u>財務部長</u>に合議の上、知事の決裁を受けなければならない。

(1)~(10) (略)

2 • 3 (略)

(月次試算表等の作成)

第159条 部長は、毎月末日現在で月次試算表 (様式第104号)及び資金予算表(様式第105 号)を作成し、翌月20日までに<u>財務部長</u>に提 出しなければならない。

2 (略)

(検査の範囲)

第161条 知事は、職員をして、次に掲げる者の 行う予算の執行及び会計事務について検査を 行わせるものとする。

(1)~(4) (略)

(5) 財務部長及び建築企画課長等

2 · 3 (略)

別表第2 (略)

収益勘定

(表略)

費用勘定

(表略)

資産勘定

(表略)

資本勘定

(表略)

負債勘定

区分	款	項	目	説明
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
流動負				
債				

	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
	その他					その他			
	流動負					流動負			
	債					債			
		預り金					預り金		
			(略)	(略)				(略)	(略)
			預り諸税	源泉徴収				預り諸税	源泉徴収
				所得税、					所得税、
				社会保険					社会保険
				料等					料等
			担保預り	施行令第					
			<u>金</u>	<u>22条の3</u>					
				第2項に					
				規定する					
				担保のう					
				ち現金に					
				対応する					
				<u>もの</u>					
			その他 <u>預</u>	上記以外				その他 <u>預</u>	上記以外
			<u>かり金</u>	の預り金				<u>り金</u>	の預り金
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。